

# 給・回賜品からみた明代中国の対外関係

大隅晶子

## はじめに

古来、中国の皇帝は中国国内の支配関係と同様な関係を異民族国家の長と結び、臣属を求めてきた。これを冊封関係というが、この関係は、元を除いて、漢代から清代まで周辺国家との間で見られる。明代もその例外ではないが、『明史』列伝における異民族の記録は、「土司・土官」を筆頭に、「外国」、「西域」の順に記載されている。同じ異民族といっても、三つのカテゴリーに分けて記載されているのは、中国の対異民族認識が三者によって異なることによるものと思われる。

紀要前号で、『明史』本紀記載の朝貢国87カ国を地域別に示し、上位19カ国の朝貢回数、冊封の有無、貢道、朝貢品などについて考察した。<sup>(1)</sup> これら19カ国のうち、朝鮮、琉球、安南、暹羅、占城、爪哇、瓦剌、滿刺加、日本、蘇門答剌、真臘、榜加剌、浡泥の13カ国は『明史』外国伝に、烏斯藏、哈密、土魯番、撒馬兒罕、別失八里（亦力把里）、天方の6カ国は西域伝に記載されている。

万暦『大明会典』朝貢の項は東南夷上、東南夷下、北狄、東北夷、西戎上、西戎下に分かれ、朝鮮、日本、琉球、安南、真臘、暹羅、占城、爪哇、浡泥、蘇門答剌の10カ国は東南上に、滿刺加、榜加剌は東南下に、瓦剌は北狄に、哈密、亦力把力、土魯番、撒馬兒罕、天方は西戎上に、烏思藏は西戎下に入っている。亦力把力は、またの名を別失八里であると著されている。<sup>(2)</sup>

今回はこれらの国々の典型的な例を挙げて、回賜品を始めとする中国側の対応について見てゆきたい。

## （1）外国に対する朝貢と給・回賜・貿易

朝貢に来る各国（地域）の使節一行は各々定められた貢道を通って中国に入国する。到着後荷物の検査を経、正使以下京師に赴くのであるが、使節全員が行くわけではなく、人数が制限されていた。京師にある“番夷”的接待場所である会同館に使節が到着すると、知らせを受けた礼部の役人は館に赴いて朝貢物の点検を行い、日を選んで文武百官の立会いのもと朝見が行われる。その後、慣例に従って奉天門或いは奉天殿の階段において給賜が行われた<sup>(3)</sup>。

『明史』外国伝に記載される上記13カ国は、瓦剌以外は『会典』に“國”と記載され、東

南夷に分類されている。中国国内の“国”に匹敵する国外の国として認識されていることを示すものである。以下国と認識された朝貢回数上位5カ国の給賜・回賜について考察する。

### ○朝鮮国 朝貢回数1位 262年

朝鮮国は明代ほとんど毎年入貢した国であるが、前稿において

- 1 貢道は鴨緑江に由って、遼陽・広寧を経て山関海に入り京師に入る陸路を指示されていたこと
- 2 貢物は金銀器皿・螺鈿製品・紬・苧麻・簾席・布・豹皮・獺皮・綿紙・人參などの特産物であったこと

を述べた。これに対する給賜として、『会典』の給賜朝鮮の項<sup>(4)</sup>は以下のように記している。

・洪武間	賜	国王	大統曆 錦繡絨綺
		王母・妃	金綺・紗羅
		相国等官	綵段・紗羅
			廟社樂器
・永楽間	給	国王	冕服九章・圭玉佩玉・五經四書・春秋会通・ 大学衍義等書
		王父	紵絲・紗羅
		妃	珠翠七翟冠・紅紵絲大衫・素紵絲団領・霞帔 金墜・綾絹・茄藍香帽珠・鍍金銀匱象牙犀角・ 通鑑綱目列女伝等書・脳麝沈檀白花蛇等藥
	賜		編鐘編磬各16・瑟笙各2・琴簫倍之
・正統間	給		遠遊冠・絳紗袍・翼善冠・龍袞・玉帶
	准買		本国奏請弓材牛角歲50杖・弓面200不過數
・嘉靖中	給		奏請收買樂律及行太常寺校定 令御用監製十二 管
	賞	差來進貢陪臣	織金紵絲衣1套・綵段四表裏・絹5疋
		書狀通事押物等官	每人素紵絲1套・綵段1表裏・絹2疋・布1疋
		陪臣以下	各靴襪1隻
	賞	差來奏事陪臣	織金羅衣1套・綵段2表裏・絹2疋
		通事	每人素羅衣1套・綵段1表裏・布2疋
		從人	絹衣1套・布1疋・靴襪同前
	給賜	国王	送回人口 銀100両・錦四段・紵絲12表裏

以上のことから

- 1 国王・王妃・王母・王父に対しては給・賜・給賜という語が、使者などに対しては賞という語が支給するという意で使用されている。

- 2 国王並びに王妃等に回賜された品物は、内官の朝服に匹敵する冠服や書物、諸行事に使用される楽器などであった。冕服九章とは周代諸侯の官服であり、後の時代の王の着用する礼服であった。<sup>(5)</sup>
  - 3 使臣や通事、従人にも絹織物や、靴鞆が給賞されている。
  - 4 四書五経などの書物や楽器なども給賜品となっている。
  - 5 倭寇に拉致された中国人の送回に対して、国王に銀や錦が給賜されている。
- などがわかる。冕服九章が朝鮮王に下賜されていることは、朝鮮王を内国の親王と同等に見ていることである。それは前稿でみたように、朝鮮王に亀鈕金印が下賜されていることから見てもいえるようだ。<sup>(6)</sup>

#### ○琉球国 朝貢回数2位 164年

琉球国も平均1.4年に1度という入貢回数を誇る国であるが、前稿から

- 1 貢道は福建の閩県に由ること
- 2 貢物は馬、金銀製品、象牙・螺殻・降香・檀香・蘇木・烏木・胡椒などの南海産物が多いこと
- 3 中山王には鍍金銀印が下賜されていること

などがわかっている。それに対する給賜品として、『会典』琉球の項<sup>(7)</sup>には以下の品々が挙げられている。

・洪武16年 賜	国王	文綺等物
・後 賜	中山・山南・山北王 王妃 王姪・王相・塞官	紵絲・紗羅・冠服 紵絲羅 絹公服
・後 回賜	国王 王妃 差来王舅 長史・使者 従人 留辺使者・通事 正貢外附來貨物	錦4段・紵絲羅各6疋・紗8疋 錦2段・紵絲紗各4疋 綵段4表裏・羅4疋・紗帽1頂・銛花金帶 1条・織金紵絲衣1套・靴鞆各1一双 每員綵段1表裏・折鈔綿布2疋 每名折鈔綿布2疋 同 官抽5分買5分

以上のことから

- 1 王や王妃に冠服が贈られているが、素材には麻など絹以外のものを入り、技法も沙や羅などの薄物がみられる。
- 2 長史や使者、通事にも絹織物や木綿織物が給賜されている。
- 3 正規の貢物の他に附來の貨物に対しては、官が五割を抽して、税金として徴収し、残

りの五割を官が買上げる。

ことが判明する。琉球が東南アジア諸国の香料などと、中国の絹織物・陶磁器などとの中継貿易を行っていたことは知られているが<sup>(8)</sup>、5分を税金に取られても、利益を生んでいたのである。

### ○安南国 朝貢回数4位 76年

安南は4年に1度の入貢の実績であるが、永楽年間に一時中国に併合されていた。前稿より

- 1 貢道は広西省の憑祥州より入る陸路であったこと
- 2 貢物は金銀製品、犀角・象牙・諸香などの南海産品であったこと
- 3 鎏金銀印が下賜されていること

がわかっているが、給賜に関して『会典』安南の項<sup>(9)</sup>に以下のように記される。

・洪武元年 賦	國王	大統曆・綵段等物
・景泰2年		照朝鮮國
・宣德10年 例給賜		綵段10表裏・錦四段
・嘉靖20年 紿	改都統使	毎年印給大統曆1000本
21年 紿賞		令都統使仍照安南國王例給賞
・万曆4年	差來陪臣	例外加綵段4表裏・錦2段
		每員綵段2表裏・紗羅各1疋・織金紵絲衣
		1套 折鈔絹五疋・靴襪各1双
	行人・從者	有差

とあるのみである。

- 1 朝鮮に準じて給賜がなされていたようであるが、永楽年間に合併され、宣徳年間に独立するも嘉靖年間に都統使（地方軍事司令官）となり、再び内属したようである。
- 2 都統使に対しては給賞という語が使用されている。

ことがわかる。

### ○暹羅国 朝貢回数4位 76年

暹羅国は安南国と朝貢回数が同じの4位の国で、勘合冊を最初に給付された国である。前稿より

- 1 貢道は海路廣東により、貢期は3年1貢であること
- 2 貢物は象・象牙・犀角・珊瑚・宝石のほか各種の香料があること
- 3 鎏金銀印が下賜されていること

がわかっている。給賜は『会典』暹羅国<sup>(10)</sup>の項に

・洪武間 賦	國王	大統曆・織金紵絲紗羅等物
--------	----	--------------

・永楽15年 紿	王	錦四疋・紵絲紗羅各10疋内各織金四疋
	王妃	紵絲紗羅各6疋内各織金2疋
・宣德間		各半減
・正統以後	俱照永楽15年例	
	賞 正副使臣	初到 每人織金羅衣1套・靴轡各1双 未經冠帶者給紗帽素金帶 正賞紵絲羅各4疋 折鈔絹2疋・綿布2疋・織金紵絲衣1套
	賞	先曾到京換給銕花金帶正賞紵絲羅各4疋折鈔絹2疋・綿布1疋・織金紵絲衣1套
	通事人等	初到每人素羅衣1套・靴轡各1双
給賞		未經冠帶者給紗帽素銀帶 正賞紵絲羅各2疋折鈔絹1疋素紵絲衣1套
給賞		先曾到京冠帶者換給銕花銀帶 正賞紵絲羅各2疋折鈔絹1疋素紵絲衣1套
	番伴	初到每人絹衣1套・靴轡各1双 正賞折鈔 綿布1疋・胖襖袴鞋各1副
賞	存留廣東有進貢者頭目	每人賞素紵絲衣1套・紵絲羅各2疋
賞	從人	每人賞紵絲絹衣1套・紵絲1疋
	番伴人等	每人折鈔綿布1疋・胖襖袴鞋各1副
	使臣人等進到貨物	例不抽分給与価鈔

が記載され、次のことがわかる。

- 1 王に大統暦、王と王妃に各種の錦を始めとする各種の絹織物、使臣や通事、廣東に留まる頭目や從人にも羅や紗の冠帶・衣服や靴轡が程度の差をつけて給賜給賞されている。
- 2 宣徳間に王や王妃に対する給賜が半減されているが、正統以後旧に復されている。
- 3 使臣等が附帯した貨物には抽分（関税を課すこと）をしないで、対価を支払っている。

#### ○占城国 朝貢回数6位 72年

占城国は

- 1 貢道は海路廣東に入り、貢期は3年に1貢であること
- 2 貢物は象・象牙・犀角・孔雀のほか、各種香料、烏木などの材木、印花布などの木綿などであったこと
- 3 鎏金銀印が下賜されていたこと

がわかつており、それに対する給賜は『会典』占城国の項<sup>(11)</sup>に以下のように記される。

・洪武2年	賜	国王	大統曆
		使臣	文綺紗羅各1疋仍給冠帶
・永楽元年	賜	国王	錦2疋・絹絲6疋・紗羅各4疋
		王妃	絹絲4疋・紗羅各3疋
	賞	差來王弟王孫	初到賞織金羅衣併絹絲衣各1套 正賞絹絲 6疋・紗羅各4疋・絹絲衣1疋・折鈔絹2疋
	賞	正副使	初到每人織金羅衣1套 正賞綵段四表裏・ 絹2疋折衣綵段2表裏
	賞	正副通事	初到每人賞素羅衣1套 正賞綵段2表裏折 鈔絹1疋・折衣綵段1表裏
	賞	従人	初到每人絹衣1套 正賞折鈔綿布1疋・折 衣絹四疋俱与靴鞚各1双

となっており、暹羅国とほとんど同じである。賞と賜の使分けもなされている。

以上外国と見なされた国に対する明朝の給賜品について見てきた。検討した国は東アジアの朝鮮国と琉球国、東南アジアの安南国、暹羅国、占城国の5カ国であった。これらの国には中国が認めた国王が存在しており、国内は国王によって支配されていた。一時期の安南を除き、明朝と良好な関係を保っており、定期的な朝貢を行っていたと思われる。朝貢品は各国の特産物であることが通常であるが、琉球のように南海の産物を貢物とする国もあったことがわかる。朝貢品に対する給賜は国王並びに王族に対して行われており、それに付随して遣明使節や通事、従者などにも品物が給付されているが、それには賞という語が使用され、国王等に対する賜と区別されている。

これらの国の国王には、絹織物をはじめとして冠服を含む豪華な染織品が給賜品として贈られ、使節や従者にも身分に応じて絹織物が支給されている。このことはこれらの国の国王が中国の礼的秩序の内に位置づけられていることを示すものである。さらに朝貢回数の多い朝鮮には、冠服のほかに儒教の書籍や儀礼に欠かせない楽器などが贈られているが、これは朝鮮の要望に答えてのものと思われ、朝鮮が中国の制度・文化を積極的に取り入れていたことを示すものである。

附載の貨物に対する対応は琉球国と暹羅国では異なっている。琉球国は5分の関税を抽分されたあと、残りの5分は官の買上げとなっているが、その代金で中国の絹製品や陶磁器を購入し、南海や日本に販売していたものと見られている。<sup>(12)</sup> 朝鮮国、安南国、占城国に関しては、附載の貨物に関する記述がないが、附載貨物の交易を行っていないわけではない。

## (2) 西域（西戎）地域

ここでいう西域（西戎）とは現在の東西トルキスタンとチベットのことである。漢代の武帝が張騫を西方に派遣して以来、西域地方のオアシス都市は中国に知られるようになり、唐代には安西都護府が置かれ、いわゆる羈縻州支配が始まった。<sup>(13)</sup> チベット族の名が中国の書物に初見するのは漢代の時であるが、吐番として統一国家を形成するのは唐代のことである。

### ○烏斯藏 朝貢回数3位 86年

烏斯藏は現在のチベットであるが、チベットは9世紀ころより、インド伝来の仏教を信仰するようになり、仏教指導者が国政を行う体制がとられていた。元の世祖フビライがラマ僧パスパに帰依しており、中国から高位の僧侶には僧号が給賜され、現地の情況に応じて武官の職が授けられていたようである。洪武帝は即位の始めに使いを遣り、元の時の官職を授けている。<sup>(14)</sup>

それ以来

- 1 ラマ僧である闡教王、闡化王、輔教王、贊善王、護教王、大乘法王、大宝法王の7王が明王朝より銀印を賜り、毎年または2年1貢を行っていたこと
- 2 貢物は画仏、銅仏などの仏教遺物・美術及び武術品であったこと
- 3 王たちは玉印を下賜されていたこと

が『会典』朝貢項に記されており、その給賜としては『会典』烏斯藏の項<sup>(15)</sup>に以下のように記されている。

・洪武・永楽以来給賜不等		
・復定刺麻番僧人等從四川起送	每人綵段1表裏・紵絲衣1套俱本色留辺賞同 綵段1表裏折闊生絹四疋・紵絲1套内2件 給本色衣・1件折生絹3疋俱賞鈔50錠折靴 鞚鈔50錠・食茶60斤	
從洮河州起送	每人折衣綵段1表裏・紵絲併綾貼裏衣2件 留辺賞同 綵段1表裏折生絹四疋俱食茶50斤・靴鞚鈔 50錠	
進過給軍中等馬	每匹紵絲1疋・鈔300錠	
毛毛等物	例不給価	
回賜 帶進方物	綵段4表裏	

とあり、以下のことが知られる。

- 1 7王に対する給賜は洪武・永楽の頃より一定していないこと

- 2 紿賜品としては綵段、紺絲等の絹製品があること
- 3 烏斯藏から中国への入貢ルートには四川省と陝西省からの2つがあったが、西ルートともに京師に赴く者と留辺の者に分かれたが、給賞品は同じであった。
- 4 僧侶に給賜される品物は絹製品、靴鞞等外国と同じであるが、食茶が入っていることはチベット特有なことである。
- 5 正式の貢物ではない軍に給する馬や附帶の特産品に関しても、紺絲、鈔（紙幣）、綵段が回賜されていることがわかる。鈔は中国物資の購入にあてられたのであろう。

○哈密 朝貢回数7位 72年

哈密（ハミ）は西域のオアシス都市国家である。西域の要衝の地で、38カ国の中域諸国はハミを経由して中国に入貢しているように西域国のまとめ役を行っていたようである。

前稿からは

- 1 成化元年には貢期は毎年であったが嘉靖11年に5年1貢となっている。
- 2 貢物は馬・駱駝・及び玉を中心とする貴石類と鉄器・獸皮であること
- 3 元の末裔が忠順王として封ぜられ、その下には忠順王の頭目が指揮使として配され、哈密衛が置かれていたが、後王から都督に格下げされたこと
- 4 忠順王には金印が下賜されていたこと

が判明している。『会典』哈密の項<sup>(16)</sup>に記載される給賜品は

・永樂4年 賦	忠順王	紺絲60疋・絹214疋
	祖母・母妃	各紺絲6疋・絹6疋
	嬪母	綵段4疋・絹4疋
・ 6年 賦	王	紺絲50疋・絹20疋・織金紺絲衣3 皂皮靴2隻・毛鞞2隻
	祖母・母・妃	各綵段6表裏
・成化3年 賦	故忠順王外孫為都督	銅印・織金衣1套
・ 8年	其都督赴京襲職	馬・駝 紿価 賞綵段1表裏・絹1疋・織金紺絲衣1套 靴鞞各1双
	進貢到京使使臣分五等	1等綵段5表裏・絹4疋 2等4表裏絹3 疋 3等3表裏・絹2疋 4等2表 裏・絹1疋 5等1表裏・絹1疋俱紺絲1 套・靴鞞各1双
	存留甘州男女人等有進貢者	照5等例賞
	無者	每人絹布1疋
	奏事到京使臣	不分等第每人綵段2表裏・絹1疋・紺絲

衣1套・靴鞚各1双

と貢物への返礼として王とその一族並びに京師に赴く使者や甘州に留め置かれた進貢者に対する給賜品が示されている。この後、回賜として朝貢品以外の進貢品に対する対価が示されている。

回賜	大馬	每匹綵段四表裏
	達馬不分等第	每匹2表裏
	駝	每隻4表裏
	駝羊	每隻紵絲1疋・絹1疋
	倒死駝	絹6疋折鈔絹1疋
	鎖服	每段絹6疋
	金剛鑽	上等每顆絹四疋
・成化10年	金剛鑽	2等每顆絹2疋 3等每顆絹1疋 4等每2 顆絹1疋 5等每顆布1疋
	番砂水晶石	不与価

と、馬や駱駝などに対する対価が絹や麻織物で示されている。その後弘治年間に種々の商品に対する価格が決められ示されている。

・弘治3年	奏定価例	
	玉石	每斤絹1疋 夾玉石4斤絹1疋 速來蜜石 2斤絹1疋 青金石1斤絹1疋 把咱石 10斤絹1疋 螺子石6塊絹1疋 松都魯 石旧例每斤鈔15貫 正統四年添作100貫 每200貫折絹2疋
	石頭靶8個礮砂8斤	各絹1疋
	魚牙靶小刀	每把絹2疋
	鑽鐵銚1把 鑽鐵鏡1面	各絹2疋
	鑽鐵2斤	絹1疋
	撒哈刺馬黑瞞 每段	各絹9疋
	刀袖每段	絹1疋
	馬服屯每2段	絹1疋
	虎力麻5疋	絹1疋
	藍花手巾2条	絹1疋
	梭馥蘭每斤	絹4疋
	硝子阿思馬亦1個	絹1疋
	硝子遮眼3個	絹1疋
	蛤蚧4個	絹2疋

梧桐籺10斤雌黃15斤	各絹1疋
蛇角2枚	1表裏
羚羊角4斤	絹1疋
豹皮2張	綵段1表裏 金線豹皮1張1表裏
獅子皮1張	2表裏
哈刺虎刺皮1張	1表裏
鉄角皮2条	絹1疋
銀鼠皮6個貂鼠皮三個青鼠皮20個白兔皮3個白狐皮1張駝皮獺皮	每1個各絹1疋
皂馬尺5張	絹2疋
卜刺破兎皮四張	絹1疋
哈刺卜花20張	絹1疋
樺皮弓1張	絹8疋
回回木梳細者6個	絹1疋
粗者10個	絹1疋
珊瑚珠	正統中每14両絹4疋 今每両絹2疋
鎖鎖葡萄每斤	絹1疋
・使臣自進中等馬	每匹 紵絲1疋・絹8疋・折鈔絹2疋
下等馬	每匹 紓絲1疋・絹7疋折鈔絹1疋
・新生馬駒中途倒死馬	每匹 絹3疋
・駝	每隻 3表裏・裏絹4匹
・帶進西馬	每匹 5表裏
・阿魯骨馬	每匹 6表裏

のように事細かく記載されているが、対価は全て絹製品である。中国に進貢されるものは多岐にわたり、馬を始めとする有蹄類の動物、玉石類、鉄、染色品、毛皮などであるが、新生の馬で途中で死んだ馬に対しても対価が支払われている。都市国家の首長のもたらした進貢品以外にも使臣が進貢する馬や駱駝などにも価格が絹製品で示されている。この項の後に以下の記述がある。

・使臣進貢到京者每人許買	食茶50斤・青花磁器50副・銅錫湯瓶5個・各色紗羅段各15疋・絹30疋・三梭綿布夏布各30疋・綿花30斤・花毯2條・紙馬300張・顔料5斤・果品沙糖乾薑各30斤・薬餌30斤・烏梅30斤・皂白礬10斤不許過多
--------------	---

というように京師に来た使臣に対して、食茶、磁器、急須などの購入を認めている。

以上、中国の西方からの朝貢に対する給賜等の中国側の対応を見てきた。チベットは政教一致の国であったので僧侶が来貢したのであったが、その数を制限されていたにもかかわらず違法な交易を行うこともあったようである。<sup>(17)</sup>一方哈密は上述したように、西域の交通の要衝にあり、38の中央アジアの都市国家や、アラビア半島から来貢する天方などが、ここを経由して中国に赴いている。天方は中国と冊封関係になく、直接接触する機会を有しないので、哈密に同行したものと思われる。これらの地域や土魯番などの附載する品物の換算率は哈密と同じであると記される、<sup>(18)</sup>いわゆる絹の道をルートとする東西交易が行われたものと思われる。持ち込まれる商品の対価も絹織物が圧倒的多い。

### おわりに

中国から見て外国にあたる諸国のうち、朝貢回数の多い朝鮮、琉球、安南、暹羅、占城の5カ国と、西域に存在するいわゆる羈縻州である烏斯藏と哈密に対する中国の給賜についてみてきたが、以下のことが云えるのではないだろうか。

- 1 朝貢を行った外国の王や使臣に対する中国皇帝の反対給付には、給賜・回賜・賞などの語が使用され、区別されている。その内容も細かく規定されていたようである。
- 2 外国の場合も羈縻州の場合も給賜品は絹織物をはじめとする染織品である。外国の王の場合は少量の冠服をはじめとする豪華染織品を下賜されているが、哈密の忠順王の場合は多量の同種染織品が給賜されており、用途の違いのあることが推察される。
- 3 朝鮮に対する給賜品は、他国と異なり儒教の經典や儀礼に欠かせない楽器などがふくまれ、中国文化・制度に対する深い傾斜が見られる。
- 4 外国の王に対する印の給賜に関しては、上記の国の中金印を給付されていたのは朝鮮のみであり、あとのすべては鍍金銀印であった。同じように“国”と見ても、その認識に差があったようである。それが給賜品の差となって表れているのかもしれない。
- 5 羁縻支配を行っていた哈密に対しては、忠順王の時には金印が支給されているが、孫の時代には銅印となり、格下げとなっている。このことは羈縻支配下の首長は中国との力関係によって身分が左右されることを示している。
- 6 附載の品物に対する中国の対応が琉球と暹羅では異なっている。『会典』の規定から云えば暹羅の方が特例である。
- 7 哈密の場合は朝貢・給賜関係のみならず、それ以外に持ち込む品物に対する対価が細かく示されており、貿易の占める側面が強い。

朝貢使の滞在費は全て中国側によって負担されており、上記の給賜品を考慮に入れると総体として中国の出費は相当大きいものと云える。明代も中期を過ぎると、中国もその出費の制限を図るようになってくる。それについては稿を改めて考察したい。

註

- (1) 『大妻比較文化』6号 2005.3
- (2) 万曆『大明会典』卷107礼部65 朝貢3
- (3) 同上 卷108「朝貢通例」卷112「給賜番夷通例」
- (4) 同上 卷111礼部69 紿賜2
- (5) 同上 卷60礼部18 冠服1に皇帝の冕服は十二章、皇太子・親王は冕九章とある。
- (6) 同上 卷105礼部63 朝貢1 龜鈕金印を賜うと記されている。
- (7) 同上 卷111礼部69 紿賜2
- (8) 大隅晶子「明代宣徳～天順期の朝貢について」『MUSEUME』No.421 1986
- (9) 万曆『大明会典』卷111礼部69 紿賜2
- (10) 同上 同上
- (11) 同上 同上
- (12) 大隅晶子前掲論文
- (13) 630年に東突厥を壊滅せしめた唐は、其の地に中国国内と同じように州・県を置いたが地方官である州の都督、刺史、県令には突厥各級の指導者を任命した。このような州県を内地の州県と区別して羈縻州と呼んだ。
- (14) 『明史』卷331 列伝209 西域3
- (15) 万曆『大明会典』卷112礼部70 紿賜3
- (16) 同上 同上
- (17) 大隅晶子前掲論文
- (18) 万曆『大明会典』卷112礼部70 紿賜3